

光市グループウェアシステム更新業務
委託仕様書

1 業務名

光市グループウェアシステム更新業務

2 概要

(1) 経緯

本業務は、光市（以下、「本市」という。）の現行グループウェアシステムを平成 20 年に導入し、令和元年にサーバ等の機器更新を実施し運用を行っているが、機器の老朽化に伴い、機器故障率の増加が懸念され、システム及びサーバの保守対応も終了するため、事務の適正及び効率化をはじめ、デジタル化及び働き方改革の推進の実行性を高めることを目的として、新システムに更新する。

(2) 構築

システム更新費用を抑制するために、既存環境の利用を前提とし、令和 3 年度に導入したハイパーコンバージドインフラストラクチャー（以下、「仮想化基盤」という。）上にグループウェアシステムを構築する。

(3) 目標

パッケージシステムの利用を前提とし、カスタマイズを最小限に押さえることを目標とする。仕様に対する機能の実現方法については、パッケージ機能で実現出来ることが望ましいが、パッケージ機能で実現出来ない場合は、代替機能・業務改善・運用対処等の対応策も可とする。

3 遵守事項

- (1) システム提供事業者は、本市の契約規則等に基づく情報システム担当職員の指示に従い本業務を実施すること。
- (2) 本業務を遂行するに当たり、関係法令等を遵守して実施すること。
- (3) 本仕様書等に明記されていない事項であっても、本業務を円滑に遂行するために必要な作業、機器等については本業務に含むこととする。
- (4) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、システム提供事業者は本市と協議を行うこと。

4 現況

(1) 光市について

ア 住所

山口県光市中央六丁目 1 番 1 号

イ 人口

47,637 人（令和 7 年 3 月 31 日現在）

ウ グループウェアシステムアカウント数

約 860 アカウント

(2) 現行システム

富士通 Joy'n Do for IPKNOWLEDGE V01L19

機能一覧

1	ポータル	6	ToDo
2	メール(WebMailer 起動)	7	施設予約
3	掲示板	8	リンク集
4	スケジュール	9	ライブラリ
5	行事予定		

(3) 主なクライアント環境

CPU Intel Core i5

メモリ 4GB、8GB

OS Windows11 Pro (64bit)、Windows10 Pro (64bit)

ストレージ 500GB

Web ブラウザ Microsoft Edge、Google Chrome

PDF ソフト Adobe Acrobat Reader DC

回線速度 100Mbps

5 構築業務

- (1) グループウェアシステムの運用に必要なソフトウェアやライセンス等を調達し、本市防災庁舎内に設置している仮想化基盤上にグループウェアシステムを構築する。
また、職員等が利用するネットワークに接続された全てのクライアント端末においてシステムを利用可能な仕組みを構築するものとする。
- (2) 本業務では、グループウェア及びグループウェア上でメールを送受信するために必要となるメールサーバの更新も対象とする。
- (3) 本業務で更新するグループウェアシステムについては、庁内（LGWAN 接続系）ネットワーク上で運用する。
- (4) 「自治体情報セキュリティシステム強靱性向上モデル（ α モデル）」へ対応し、個人番号利用事務系（＝マイナンバー）、LGWAN 接続系、インターネット接続系にネットワークを分割していることを考慮すること。
- (5) 現行の仮想化基盤上への仮想マシン構築も本業務の作業範囲とする。但し、実際の作業は、システム提供事業者から仮想化基盤の保守業者へ作業依頼を行い、システム構築に必要な環境を準備すること。
- (6) システム構築において、必要な調査からシステム設計、設定及びテスト等、本稼働までのすべての作業及び構築後の操作研修等を実施する。また、システム構築は、本仕様書に記載された要件を満たすことが条件となるが、設計段階において明らかになる詳細な機能要件への対応及び軽微な機能追加等については業務の範囲内とする。
- (7) 現行グループウェアからの効率的なデータ移行を支援すること。
- (8) システム利用端末、プリンタ及びネットワークについては、原則、本市既存環境を利用することとし、新規での調達は行わない。

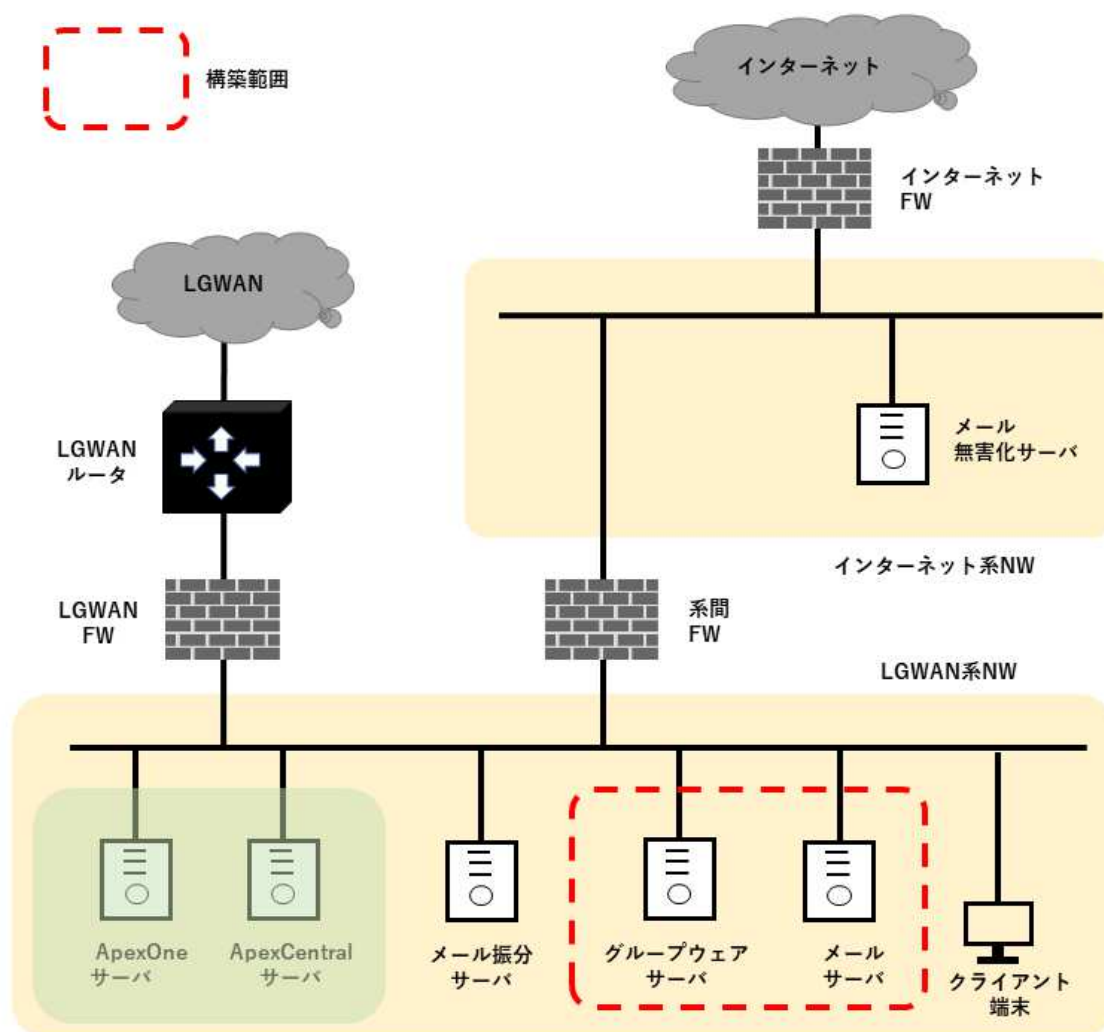
6 構築環境

(1) 構築範囲

システム提供事業者は、本市の規模等を鑑み、既存の仮想化基盤上で、快適な動作ができるシステム構成を用意すること。

要件に対応するために、ハードウェアを増設することは基本認めないが、業務継続性を考慮し、システムの耐性（冗長化など）、障害発生時のリカバリー対応、連携が必要なシステムとの連携等を考慮した上で、サーバ等機器を設置する必要がある場合、提案すること。また、その場合、省電力、二酸化炭素排出、リサイクル等の環境に配慮した構成が望ましい。

なお、サーバ等機器のセキュリティ対策、ウィルス対策等については、システム提供事業者にて適切な措置を講じること。



(2) 仮想化基盤

仮想化基盤は、AHV (Nutanix 製) 上で以下のリソース (目安) を提供予定である。

CPU 20vCPU

メモリ 48GB

ストレージ 3TB

※各項目の合計値であり、仮想サーバ台数に応じて分割可能

保守業者から環境追加 (仮想環境の構築、CPU、メモリ及びストレージなどの追加) に係る費用を見積もり、提案費用に含めること。

作業		本市	保守業者	受注者
機器調達	仮想化基盤	○	-	-
	仮想化基盤用ネットワーク機器	○	-	-
	稼働サーバ用 OS ライセンス ※1	-	-	○
	稼働サーバ用アプリケーション ※2	-	-	○
環境構築	稼働サーバ用仮想サーバ構築・設定	-	○	-
	稼働サーバ用ネットワーク機器設定	-	○	-
	仮想サーバ OS インストール	-	○	-
	仮想サーバ OS 設定 ※3	-	○	-
	仮想サーバ上グループウェアシステム構築	-	-	○

※1 光市が保有するライセンス以外を利用する場合

※2 ウィルス対策ソフトを含む

※3 仮想サーバの構築作業範囲について

- 1 仮想サーバはシステム提供事業者が指定したサーバ OS を仮想化基盤の保守業者が構築の上、提供を行う。
- 2 保守業者はサーバ OS インストール後、以下の設定を行った上でシステム提供事業者へ提供する。
 - (1) 仮想サーバ冗長化(物理サーバ障害時、他物理サーバ上での仮想マシンの再起動)
 - (2) 仮想サーババックアップ(仮想マシンのイメージレベルでのバックアップ)
 - (3) 電源障害時の仮想マシンのシャットダウン連動

保守業者 NEC フィールドディング株式会社

西日本インテグレーション統括部 中四国営業部 営業第一課

担当者 水田 彩斗

連絡先 電話 050-3146-4070

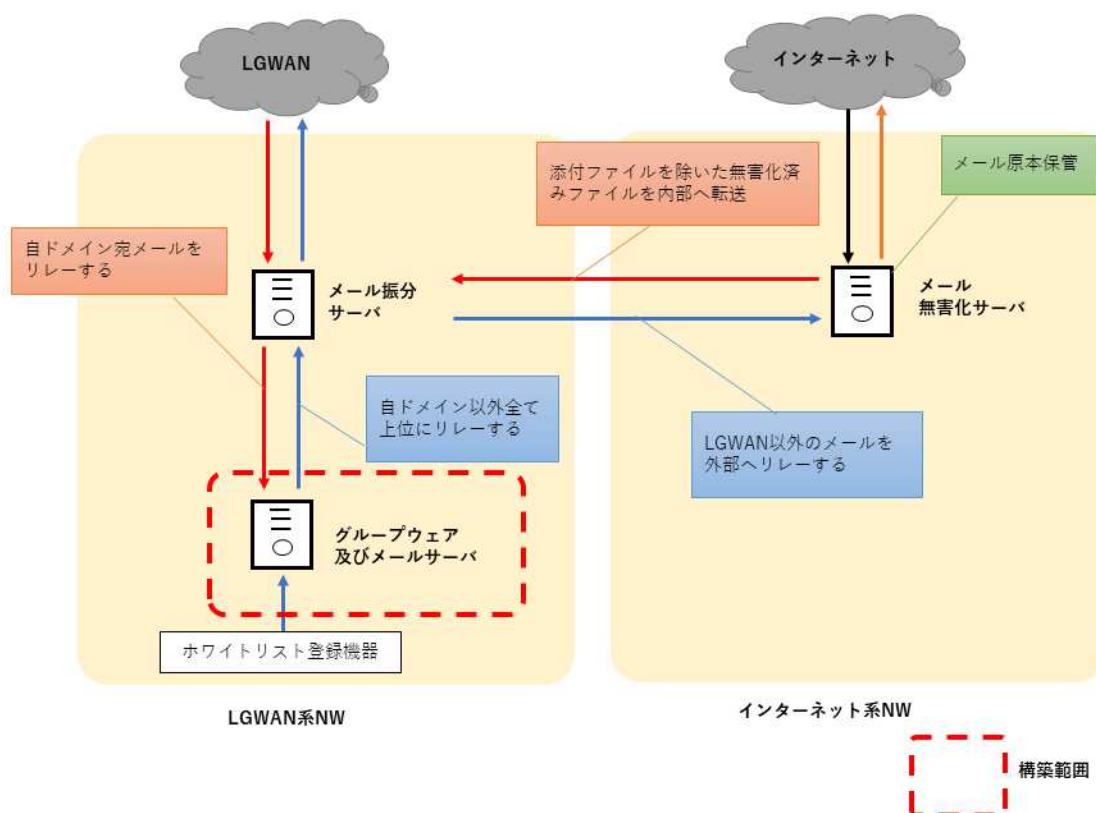
(3) システムの各機能における容量

システムの機能毎の容量については、下記に現行グループウェアシステムでの容量を基に想定すること。各項目について、現行より大容量な構成での提案も可とする。契約期間内で使用するデータ容量やシステム領域も含めストレージを検討すること。

No.	項目	内訳	合計
1	メール（個人）	1 ユーザあたり 200MB	180GB
2	共有メール	1 グループあたり 500MB※例外あり	450GB
3	共有ファイル		50GB
4	電子掲示板	900 ユーザが 5 年間利用できる量	
5	スケジュール管理	〃	
6	施設予約	〃	

(4) メールの配送経路

メールサーバの上位に、メール振分サーバが存在し、メールのドメインを判別してメール送付先を振分けている。図の構成を前提としてグループウェアシステムを構築するものとする。



7 システムに求める要件

- (1) 導入するシステムは、本市と同等規模以上（同時利用者数 900 人程度）の地方公共団体での安定稼働に耐えうるシステムであること。
- (2) ソフトウェア構成
 - ア 各ソフトウェアの選定に当たっては、安全性、信頼性、可用性、汎用性、拡張性及び移植性を考慮すること。
 - イ 国際技術標準や事実上の業界標準を採用したソフトウェアを選択すること。
 - ウ クライアント側に特殊な専用ソフトウェアのインストールが必要な場合も、ライセンス費用等、別途の費用が発生しないこと。
- (3) 原則、一般的な PC と一般的なブラウザのみで作動し、リッチクライアントシステム等のように、クライアント側へ特殊な専用ソフトウェアを必要としないこと。ただし、特殊な専用ソフトウェアが必要な場合は、自動若しくはシステム提供事業者による作業によりインストールをし、本市の作業は一切発生させないこと。
- (4) 稼働環境が、オープンシステム※を基盤に構築されていること。

※汎用的に利用されている Windows や Linux 等の OS で構築しているシステム。
- (5) 最低でも運用期間中（導入開始から 5 年間）は開発ベンダーからサポートが見込まれるソフトウェア等により構築すること。
- (6) パラメータ設定等によって、軽微な機能変更は情報システム担当職員により容易に行えること。
- (7) 機器の故障等システム障害が発生した場合は、必要に応じて仮想化基盤の保守業者と協力し、速やかに障害発生直前の状態に復旧できること。システムへの障害対処については、システム提供事業者は組織的かつ計画的・予防的に行えるように準備し、実施すること。災害や障害発生時におけるシステム提供事業者の緊急連絡先を、あらかじめ本市へ届け出ること。災害発生時には、システム提供事業者は本市と対応方法を協議の上、本市と共同でシステムを早期に復旧させること。
- (8) 機能要件については、「【別紙 1】グループウェアシステム機能要件一覧」を参照のこと。なお、【別紙 1】に記載のない機能であっても、システムとして提供される機能は無償で使用できること。

8 導入作業に係る要件

(1) プロジェクト管理

ア プロジェクトの編成

本業務を遂行するため、プロジェクトを編成すること。プロジェクトの着手に先立ち、システム提供事業者はプロジェクト計画書を作成し、本市の承認を得ること。

イ プロジェクト会議

本市及びシステム提供事業者の双方が合意した日程で、毎月 1 回程度の定期的な会議を行うこと。

(2) 導入作業

新システムの導入作業において、必要な機材、場所等を確保し、以下の事項を実施すること。

ア 要件定義の実施、基本設計、詳細設計の策定

イ データ移行にかかる対象データの範囲・移行方法等の策定

ウ 操作マニュアルや運用・保守マニュアル等の作成

エ その他、導入に必要となる作業

(3) 貸与品管理に関する事項

貸与品について、管理方法を定め、適切な管理を実施すること。

(4) 作業場所

作業場所は、本市が指定した場所とする。

9 各種テストに係る要件

本番稼動前に、情報システム担当職員の立会いのもと、システム全般に関する事前テストを実施すること。

10 移行作業に係る要件

(1) データ移行

ア 新システム稼働日以前に現行システムで作成・更新されたデータのうち、業務運用上に必要と判断した最小限範囲のデータを対象とする。その範囲や種類、媒体等については、本市と協議の上決定すること。

イ 職員番号及びメールアドレスは、現行の番号をそのまま移行することを基本とすること。現行システムで登録されておらず、新システムでの管理項目となる不足項目については、基本的にシステム提供事業者側でパンチ入力等による追加登録を行うこと。

(2) システム切り替え

本稼働開始時期に応じて、現行システムから新システムへ切り替えること。

このシステム切り替えは、業務への影響を最小限にするため、事前に十分な検証を行った上で実施すること。

(3) 移行完了の確認

移行が完了し、新システムによる運用を開始できることを検証すること。

また、上記の移行の結果を本市へ報告すること。

11 利用者教育に係る要件

教育は、各業務・システムの本稼働開始時期に合わせ、全職員を対象として実施すること。なお、教育のための会場や PC 等の準備は本市が行うが、教育用テキストはシステム提供事業者が準備すること。

12 その他、本業務に必要な作業に係る要件

PC、プリンタ等機器については、既存機器を流用する予定であるが、新システムを利用する上で必要な各種設定については、導入作業として合わせて行うこと。

また、設定する上で必要な資源や手順書について、本市に提出すること。

13 システムの運用に係る要件

- (1) 連絡体制を明確化し、各関係者への連絡を円滑かつ迅速に行える体制を確立すること。
- (2) システムは、本稼働から最低5年間利用する（延長する可能性もあり）ため、契約期間中の保守・サポートが担保されること。
- (3) システムの運用時間は、24時間365日を想定している。そのため、バックアップにかかる時間については最小限（1日あたり120分程度）とすること。
- (4) システム運用の問合せ対応として次の要件を満たすこと。
 - ア システムの運用上、疑義が生じた場合、本市の情報システム担当職員から、システムに関する問合せを受付けること。
 - イ 平日9:00～17:00までの時間帯は、電話又はメールによる受付を行えること。それ以外の時間帯においてもメールによる受付が行えること。
 - ウ 問合せ先の住所、連絡先を本市に通知すること。
- (5) 機構改革や人事異動等に伴う組織情報やユーザ情報の新規追加、修正変更、利用停止等の設定に係る作業について支援を行うこと。
- (6) システムで使用するソフトウェア等については、セキュリティパッチ情報の収集を行い本市に報告すること。
- (7) 本システムの構成、設定及び運用等に変更があった場合は、関連するドキュメントを改訂すること。
- (8) 本調達で導入したソフトウェアについて、クライアントの更新等の理由によりライセンス認証などが必要な場合には、本市に代わり手続を行うこと。
- (9) 運用上、構成機器やシステムに軽微な変更が必要になった場合は対応すること。

14 システム保守

(1) ハードウェア保守要件

ハードウェアを増設することは基本認めないが、提案した場合は、以下を実施すること。

ア システム提供事業者が提供するすべてのハードウェア等について、システム提供事業者が窓口となり、システムの利用に支障がないように保守すること。

イ ハードディスク等ストレージに関し故障等により交換する場合、故障したストレージに保存されている情報資産（データベースや文書など）を削除若しくは廃棄し、それを証明する書類を本市へ提出すること。

15 提出物

(1) 構築時

- ア 業務実施計画書
- イ 環境設定資料
- ウ 要件定義書
- エ 基本設計書
- オ 詳細設計書
- カ 課題管理表
- キ 打合せ議事録
- ク 総合テスト結果報告書

(2) 教育時

- ア 管理者向け運用・操作マニュアル
- イ 利用者向け操作マニュアル

16 情報セキュリティ要件

- (1) システム提供事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等が発生しないように万全の注意を払わなければならない。
また、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法等を遵守すること。
- (2) 本業務で利用するシステムの操作履歴等の各種ログを確実に記録すること。万一事故が発生した場合に、原因追及のための基礎情報として利用できること。権限のある者のみがログ情報へアクセスできること。
- (3) 個人情報の持出
個人情報の持出は、本市の許可を得た上で実施すること。
- (4) 本市は自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム利用契約を行っている。

17 費用に係る事項

(1) 費用の減額

本仕様書で規定されたシステムの構成、提供機能の一部が削減された場合（本稼働後の変更も含む）又は利用開始時期の変更などにより提供内容に変更が生じた場合は、本市とシステム提供事業者において、システム運用に係る費用の減額を協議するものとする。

なお、協議にあたっては、提案時にシステム提供事業者が提出した見積金額内訳書を参考資料とする。

(2) 費用の追加

本業務において当初に見込む費用には、システム提供に関わるものすべてを含むものとする。各システムの本稼働後1年については、業務運用上大きな作業負担となる機能等に関し、修正等の対応をすることとし、その場合の追加費用は発生しないこととする。

18 契約不適合責任への対応

システム提供事業者は、運用期間中において、提供サービス（ソフトウェア及びハードウェア等を含む。）の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を、無償で修正しなければならない。また、契約不適合を修正する場合は、運用中の業務への影響を最小限に抑えること。

19 特記事項

本業務の契約期間終了日までに本業務を本市が継続して遂行するために必要な措置を講じること。

また、受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議の上、書面による承諾を得た場合は、この限りではない。